特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
7	地方税の徴収滞納管理に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富士宮市は、地方税の徴収滞納管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

富士宮市長

公表日

令和8年3月27日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の徴収滞納管理に関する事務
②事務の概要	収納事務とは地方税法等の法律に従い、納税者対象者から納められた各種税金に対して以下に記載された管理を行う事務を指す。 ※滞納整理事務は含まない。 【調定登録・変更事務】 課税事務にて賦課された当初課税情報および課税更正情報を受領し、調定情報として管理する。 ①課税事務より当初課税情報を受領する。 ②市町村による調査や税務署からの修正申告、更正決議等により課税事務で税額が変更された場合、変更調定情報を受領する。 【収納消込事務】 入金情報を取込み、調定額と収入額を比較し、完納・未納・過誤納の把握を行う。 ①収入金消込事務 　調定情報と入金情報の関連付けを行い、調定の状態把握（完納・未納・過誤納）を実施する。 【口座振替の管理】 口座振替処理を行い、結果確認を実施する。 ①口座振替依頼事務 　口座振替依頼情報を作成し、金融機関へ口座振替を依頼する。 ②口座振替結果受領事務 　口座振替結果情報を受け取り、状態に応じて口座振替済通知書または口座振替不納通知書兼納付書を納税義務者へ送付する。 【還付・充当事務】 ①還付・充当事務 　収納消込、課税更正による調定変更の結果、収入が調定を超えて納め過ぎの状態になった場合、過誤納分に　対して還付事務または充当事務を行う。 ②公金受取口座情報の取得・振込事務 　口座情報登録・連携システムにより、　公金受取口座情報を照会し、取得した公金受取口座へ還付金を振り込む。 【督促事務】 納期限までに完納しない納税義務者に対し、督促状を発送して納付を促す。 ①督促対象者宛に督促状を作成し、送付する。 【返戻・公示事務】 送付先不明などの理由で納税通知書（督促状）が返送された場合に対象者調査を実施し、再度通知書を送付する。 ①返戻事務 　返戻された納税通知書（督促状）を返戻管理すると共に、対象者調査を行う。 ②公示事務 　調査した結果、不明であった場合は公示を行う。 【年次繰越事務】 会計年度内の収入実績をまとめ、税務会計担当部署への提出用資料を作成する。 ①年次決算事務 　会計年度の収入実績をまとめ、統計資料を作成して財務会計担当部署へ提出する。 ②滞納繰越事務 　今年度の収入未済額を翌年度に徴収するため、翌年度の歳入予算として計上する。 【窓口事務】 納税義務者の申請により、証明書の発行や納付書の再発行を実施する。
③システムの名称	MICJET　MISALIO（宛名システム、収納システム） 番号連携サーバ（団体内統合宛名システム） 中間サーバ 滞納システム 口座情報登録・連携システム

2. 特定個人情報ファイル名	
徴収・滞納整理関係情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項　別表24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報提供の根拠）　なし （情報照会の根拠）　番号法19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財政部収納課
②所属長の役職名	収納課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	財政部収納課　　住所:〒418-8601　静岡県富士宮市弓沢町150番地　電話番号:0544-22-1128
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	財政部収納課　　住所:〒418-8601　静岡県富士宮市弓沢町150番地　電話番号:0544-22-1128
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点

2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[]接続しない（入手）**	**[]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業	**[]人手を介在させる作業はない**	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこととし、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」（令和5年12 月18 日デジタル庁）の留意事項等を遵守しているため。	
9. 監査		
実施の有無	[] 自己点検	[○] 内部監査 [] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	富士宮市情報セキュリティ基本方針及び対策基準に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報を含む媒体は施錠できる場所への保管を徹底しており対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年8月24日	Ⅱ　1．対象人数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日　時点	平成30年7月1日　時点	事後	
平成30年8月24日	Ⅱ　2．取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日　時点	平成30年7月1日　時点	事後	
令和1年6月30日	Ⅱ．1．対象人数 いつ時点の計数か	平成30年7月1日　時点	令和1年6月30日　時点	事後	
令和1年6月30日	Ⅱ　2．取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年7月1日　時点	令和1年6月30日　時点	事後	
令和1年6月30日	Ⅳ　リスク対策	無し	新規作成（様式追加）	事後	
令和2年3月1日	Ⅱ　1．対象人数 いつ時点の計数か	令和1年6月30日　時点	令和2年1月1日　時点	事後	
令和2年3月1日	Ⅱ　2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年6月30日　時点	令和2年1月1日　時点	事後	
令和3年3月1日	Ⅱ　1．対象人数 いつ時点の計数か	令和2年1月1日　時点	令和3年1月1日　時点	事後	
令和3年3月1日	Ⅱ　2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年1月1日　時点	令和3年1月1日　時点	事後	
令和3年11月15日	Ⅰ　4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携	（情報提供の根拠）　なし （情報照会の根拠）　番号法第19条第7号及び	（情報提供の根拠）　なし （情報照会の根拠）　番号法第19条第8号及び	事後	
令和4年3月1日	Ⅱ　1．対象人数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日　時点	令和4年1月1日　時点	事後	
令和4年3月1日	Ⅱ　2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日　時点	令和4年1月1日　時点	事後	
令和5年3月1日	Ⅰ　1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務	【還付・充当事務】 還付・充当事務　収納消込、課税更正による調	【還付・充当事務】 ①還付・充当事務	事後	公金受取口座情報利用のため
令和5年3月1日	Ⅰ　1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務	MICJET　MISALIO（宛名システム、収納システム）	MICJET　MISALIO（宛名システム、収納システム）	事後	公金受取口座情報利用のため
令和5年3月1日	Ⅰ　4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携	（情報提供の根拠）　なし （情報照会の根拠）　番号法第19条第8号及び	（情報提供の根拠）　なし （情報照会の根拠）　番号法第19条第8号及び	事後	公金受取口座情報利用のため
令和5年3月1日	Ⅱ　1．対象人数 いつ時点の計数か	令和4年1月1日　時点	令和5年1月1日　時点	事後	
令和5年3月1日	Ⅱ　2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年1月1日　時点	令和5年1月1日　時点	事後	
令和5年4月1日	Ⅰ　5．評価実施機関における担当部署	収納課長　臼井　康教	収納課長	事後	
令和6年4月1日	Ⅱ　1．対象人数 いつ時点の計数か	令和5年1月1日　時点	令和6年1月1日　時点	事後	
令和6年4月1日	Ⅱ　2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年1月1日　時点	令和6年1月1日　時点	事後	
令和7年3月3日	Ⅱ　1．対象人数 いつ時点の計数か	令和6年1月1日　時点	令和7年1月1日　時点	事後	
令和7年3月3日	Ⅱ　2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年1月1日　時点	令和7年1月1日　時点	事後	
令和8年3月3日	Ⅱ　1．対象人数 いつ時点の計数か	令和7年1月1日　時点	令和8年1月1日　時点	事後	
令和8年3月3日	Ⅱ　2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年1月1日　時点	令和8年1月1日　時点	事後	